

中津市一般競争入札告示

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び中津市契約規則（昭和40年9月1日中津市規則第10号）第22条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年 6月18日

契約担当者 中津市長 新 貝 正 勝

1. 一般競争入札に付する事項

1 業務名	公新委第1号 永添運動公園実施設計 委託業務
2 業務場所	中津市大字永添 地内
3 履行期限	平成28年3月15日限
4 業務概要	●運動公園実施設計 A=5.1ha ・公園設計 1式 ・建築設計 管理棟 1式 本部席改修 1式
5 予定価格	公表しない
6 最低制限価格	公表しない

2. 競争に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加することができる資格を有する者は次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(I) 入札参加資格事項等の共通事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても中津市契約規則施行細則（昭和62年中津市告示第39号）及び大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号）の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 開札日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始

の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。

(6) 当該入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係については、親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係については、親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合

③ 人的関係については、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(II) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和61年大分県告示第235号）に基づき資格認定を受けている者で、中津市に競争入札参加資格審査申請書を提出し、業種区分「土木コンサルタント（造園部門又は都市計画部門）、及び「建築コンサルタント（建築一般部門）」に登録されている者であること。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(3) 平成17年4月1日以降に、整備面積が3.5ha以上で、人工芝グラウンドと管理棟を備えた公園の整備に伴う基本設計又は実施設計業務（人工芝グラウンド及び管理棟の設計業務を含む。）を元請として履行し、その成果品の納入実績を有していること。

(4) 土木設計業務（公園整備に係る実施設計業務）及び建築設計業務（管理棟新築等に係る実施設計業務）のそれぞれに以下に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること（照査技術者と管理技術者はこれを兼任できない）。

①土木設計業務における配置予定技術者

(ア)管理技術者

技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を「建設一般及び都市及び地方計画」とするものに限る。))の資格を有する者、又は(社)建設コンサルタンツ協会が実施するRCCM資格試験に合格し、RCCM（「造園部門」若しくは「都市計画及び地方計画部門」）の登録証を交付された者であること。

(イ)照査技術者

技術士法第2条第1項に規定する技術士（建設部門若しくは総合技術監理部門（建設部門の選択科目に対応した選択科目とするものに限る。))の資格を有する者、又は(社)建設コンサルタンツ協会が実施するRCCM資格試験に合格し、RCCM（「造園部門」若しくは「都市計画及び地方計画部門」）の登録証を交付された者であること。

②建築設計業務における配置予定技術者

(ア)管理技術者

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であ

ること。

(イ)照査技術者

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

③配置予定技術者は入札参加者と入札参加資格確認申請書の提出日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

3. 入札参加資格の確認

(1) 入札参加を希望する者は、別に配付する入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。

※申請書等は中津市役所ホームページよりダウンロードできます。

(2) 申請書等の提出期限等

- ・期 間 平成27年6月19日（金）から平成27年6月26日（金）まで
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 大分県中津市豊田町14番地3
中津市役所 財務部 契約検査課 契約係
- ・提出部数 1部

(3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果は、平成27年7月3日（金）までに通知する。

(4) その他

- ①資料の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ②提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に当市において無断で使用することはできないものとする。
- ③提出された申請書等は、返却しないものとする。
- ④提出期限後において申請書等の追加、差替え及び再提出は認めない。

4. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、平成27年7月13日（月）までに中津市役所財務部契約検査課契約係まで書面にて提出すること。

(2) 中津市長は説明を求められたときは、平成27年7月16日（木）までに説明を求めた者に対し書面で回答する。

5. 契約条項及び設計図書閲覧等の日時

(1) 本業務の契約条項は、[中津市土木設計業務等委託契約約款](#)（平成8年中津市告示第32号）によるものとする。

(2) 本業務に係る設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び配付を次のとおり行う。

① 設計図書等の閲覧

- ・期 間 平成27年6月19日（金）から平成27年7月16日（木）まで
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

- ・場 所 中津市役所 3階 設計図書閲覧室

② 設計図書等の配付

- ・期 間 平成27年6月19日（金）から平成27年6月26日（金）まで
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 3階 契約検査課
- ・配付方法 設計図書等が記録されたCD-ROMを、配付を希望する者が持参した未使用のCD-Rと交換するものとする。

※入札参加を希望する者は、必ず設計図書等の配付を受けることとし、配付を受けていない者の入札参加資格は、認めないものとする。

(3) 設計図書等に質疑がある場合には、次のとおり書面で持参又は郵送により行うこと。

- ・期 間 平成27年6月29日（月）から平成27年7月9日（木）まで
（持参する場合は土曜、日曜及び祝祭日を除く。なお、郵送の場合は平成27年7月9日（木）までに必着とする。）
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 3階 契約検査課

(4) (3) に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ・期 間 質問書受付日の翌日から起算して3日目（土曜、日曜及び祝祭日を除く。）から平成27年7月16日（木）まで
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 3階 契約検査課

6. 現場説明会

現場説明会は行わない。

7. 入札、開札の場所及び日時

- ・日 時 平成27年7月17日（金） 午後2時30分
- ・場 所 大分県中津市豊田町14番地3 中津市役所本庁舎 3階 304会議室

8. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金は中津市契約規則第6条の規定による。

9. 入札方法等

- (1) 入札執行回数は2回までとする。
- (2) 郵便及び電報による入札は認めない。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札に関する注意事項

- (1) 入札にあたっては、当該業務の入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

- (2) 入札者が代理人の場合は代表者からの委任状を当日持参するとともに、入札書に代理人の記名及び代理人使用印を押印すること。
- (3) 最低制限価格対象案件
 - ① 本業務は最低制限価格制度の対象案件であり、中津市最低制限価格制度実施要綱（平成 21 年中津市告示第 267 号）に基づき、最低制限価格を定めて入札を行う。
 - ② 最低制限価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回った応札は、失格とする。

1 1. 落札決定及び契約締結について

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) (1) により落札者となるべき者が 2 者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、契約書を落札決定日から（落札決定日を 1 日目とし）7 日以内（7 日目が閉庁日の場合は次の開庁日まで）に中津市役所財務部契約検査課契約係まで提出すること。

1 2. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ① 入札者として資格のない者のした入札。
 - ② 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
 - ③ 同一の入札について二以上の入札をした者のした入札。
 - ④ 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札。
 - ⑤ 入札金額の訂正に訂正印のない入札。
 - ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
 - ⑦ 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。
 - ⑧ 虚偽の申請を行った者のした入札及び、公告等において示した入札に関する条件に違反した者の入札。

1 3. その他

- (1) 入札参加者が 1 者の場合は、入札を延期又は中止する場合があります。
- (2) 入札参加者は、入札開始前の注意事項を遵守のこと。
- (3) 入札にて落札者がいない場合に、随意契約見積執行に移行することがあるので、入札参加者は見積書及び委任状等を用意しておくこと。この場合、見積執行回数は 2 回までとする。
- (4) 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は解除等の措置をとるとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 入札参加資格確認通知後、入札参加資格者が次のア又はイのいずれかに該当することが判明した場合は、当該入札参加資格を取消し、契約を締結しないこととする。
 - ア 中津市契約規則施行細則（昭和 62 年中津市告示第 39 号）の規定に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

- (7) 本件入札に関する問合せ先

〒 8 7 1 - 8 5 0 1 大分県中津市豊田町 1 4 番地 3

中津市役所 財務部 契約検査課 契約係

電話 0979-22-1111 内線 701・702

FAX 0979-24-7522